

平成21年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成21年12月8日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成21年12月 8日

17日間

至 平成21年12月24日

第 3 諸般の報告

第 4 町長の所信表明について

第 5 同意第 2号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

第 7 議案第106号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知  
中学校耐震補強工事請負契約の変更について

第 8 議案第107号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約  
の変更について

第 9 議案第108号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第109号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

第11 議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制  
定について

第12 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について

第13 議案第112号 京丹波町三ノ宮財産区有地の処分について

第14 議案第113号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）

第15 議案第114号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2  
号）

第16 議案第115号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）

第17 議案第116号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第18 議案第117号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第19 議案第118号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第20 議案第119号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）  
第21 議案第120号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）  
第22 議案第121号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）  
第23 議案第122号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席委員（16名）

- 1番 横山 勲 君  
2番 岩田 恵一 君  
3番 篠塚 信太郎 君  
4番 梅原 好範 君  
5番 森田 幸子 君  
6番 村山 良夫 君  
7番 山内 武夫 君  
8番 東 まさ子 君  
9番 野口 久之 君  
10番 坂本 美智代 君  
11番 原田 寿賀美 君  
12番 松村 篤郎 君  
13番 北尾 潤 君  
14番 小田 耕治 君  
15番 山田 均 君  
16番 西山 和樹 君

## 4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町長	寺尾豊爾君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	田端耕喜君
瑞穂支所長	野村雅浩君
和知支所長	藤田真君
総務課長	谷俊明君
監理課長	山田洋之君
企画情報課長	岩崎弘一君
税務課長	稲葉出君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	中尾達也君
教育次長	野間広和君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開会 午前 9時13分

○議長（西山和樹君） 傍聴をいただきましてご苦労さまです。

議会内、不手際がちょっとございまして、10分間ほど議会が開会がおくれましたことを前もっておわびを申し上げます。

議員の皆さんにはますますご壮健でご活躍のこととお喜びを申し上げます。本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・篠塚信太郎君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月24日までの17日間といたしたいと思っております。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月24日までの17日間と決定しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付しております会期日程表のとおりでございます。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月11日東京都において開催された全国町村議会議長会創立60周年記念式典において、同会創立60周年記念表彰が行われました。京丹波町議会では、山田均議員が町村議会議員として30年以上在職の特別表彰を受けられました。長年にわたり町村議会議員

として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績によるものでございます。まことにおめでとうございます。本日、本会議終了後、表彰の伝達を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第2号ほか、18件です。

後日、町長からの追加議案の提出があります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

去る12月2日と3日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたのでお手元に配付しております。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。

委員の皆さんには大変ご苦勞さまでございますが、よろしく願いをいたします。

本日の会議に、京丹波ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可しました。その旨、報告を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、町長所信表明》

○議長（西山和樹君） 日程第4、町長所信表明を議題といたします。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。平成21年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき、まことにありがとうございました。定例会の開会に当たり、私の町長就任後、初めて町政運営の所信の一端を申し述べる機会をいただき、まことに光栄であり、ここより厚く御礼を申し上げるものでございます。

このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の厳粛な負託を受け、第2代京丹波町長として町政運営に当たらせていただきますことは、京丹波町の未来をつくっていく上で、社会経済情勢が厳しさを増しているこの時期、町政を預かる責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

私は、合併後の4年間、あるいは選挙を通じて、多くの町民の皆さんの思いを伺いました。私はこれらのまちづくりに対する思いを改めて検証し、町政に反映すべきは積極的に取り入

れてまいりたいと考えております。私にとりまして、行政運営は初めてであります。今後、町民の皆さんが主役であること、公平・公正であること、また常にみずからの責任で町政の先頭に立つことを心がけ、全身全霊をささげてまじめに真剣に町政に取り組む決意であります。議員各位はもとより、多くの町民の皆さんの声に耳を傾け、信頼関係を構築しながら、皆さんの思いにこたえ、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。議員各位並びに町民の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、私の任期中における町政運営の所信の一端を申し上げたいと存じます。

京丹波町は古くから交通の要衝として栄え、豊かな自然環境に恵まれたまちであります。旧3町の地域特性を生かしながら、町民の皆さんが愛着と誇りを持って、進むことができるまとまりのあるまち、ぬくもりとほほえみに満ちた安心・活力・愛のあるまちづくりを町政の基本として進めてまいりたいと考えております。

まず、安心のあるまちづくりには、高齢化が進展する中、地域医療体制の充実が最も重要であると考えております。国保京丹波町病院は本年4月1日から名称を変更し、町立医療機関の中核として、保健・医療・福祉・介護が連携する地域包括ケアの拠点としての役割を担うとともに、町民の皆さんから信頼され、親しまれる病院を目指して取り組まれてまいりました。このことは、非常に大切で重要なことだと私も思っております。

現在、流行が懸念されております新型インフルエンザへの対応など、地域に必要な医療の提供に加えて、健診や予防接種などの保健事業や在宅療養を支える訪問診療・訪問介護・訪問リハビリなど、保健・医療・介護の一体的なサービスの提供とその充実に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

しかし、医療制度改革や診療報酬の引き下げ、さらには医師・看護師などの確保は非常に困難な状況が続く中、経営環境としては依然として厳しい状況にあるのが現実であります。今日までの取り組みの効果を検証するとともに、職員の経営意識の改善を一層進め、収支の改善、経営基盤の安定化を目指してまいります。あわせて、町民の皆様がもっと利用しやすい環境を整えて、私たちのまちの病院という意識を持ってご利用いただけるよう、町民病院の充実に取り組んでまいり所存であります。

次に、和知診療所についてであります。ことしの4月から常勤医師が1名体制になったことから、休日・夜間の当直や救急患者の受け入れが中止されております。しかし、だれもが安心して暮らせるまちづくりに向けては、特に町内で最も高齢化が進む和知地域にあって、和知診療所に求められている地域医療の役割として、常勤医師の確保とともに夜間当直など診療体制の充実と、一般病床の復活に取り組むまいりたいと考えております。

医師の確保に関しては、全国的な課題である上、和知診療所のみならず、京丹波町病院にとっても喫緊の課題となっております。大変厳しい状況であることは承知しておりますが、地域医療の確保、充実と住民の皆さんの安心のために、最優先課題として何としましてもやり遂げたいと決意をいたしているところでございます。

次に、農作物を安心してつくれる環境についてであります。

本町は古くから食材の宝庫として、京の都や大阪などへ農産物や林産物を供給し、全国的にも丹波ブランドとして誇れる農林特産物や新たなブランド化を目指すさまざまな取り組みがなされてまいりました。

しかし、近年、丹精込めた農作物が鳥獣により荒らされる被害が後を絶たない現状にあります。このことは、営農意欲の低下を招き、被害対策にも多くの労力と資金を費やさなければならぬ結果となっております。野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であり、人間の生活環境を保持する上においても必要な存在であります。

しかしながら、自然界における生態系の変化や人間の生活様式の変化を初め、あらゆる要因により、本来人間と共生すべき野生鳥獣が人間生活に悪影響を与える存在へと変化してまいっております。特に近年においては、イノシシやサルなどに加え、シカによる農林作物の被害が激増する傾向にあります。その対策として、営農組織などによる被害防止施設の設置や猟友会による捕獲を推進してきましたが、有害鳥獣の被害は増加の一途をたどっております。

このような状況の中で、農家などの生産意欲の低下を防ぐとともに、安心・安全で非農林産物をつくれるよう、広域捕獲・狩猟者の育成など、捕獲の取り組みを強化するとともに、被害防止施設設置補助事業などにより、有害鳥獣対策を推進してまいりたいと考えております。

町営バスの運行について申し上げます。

今日まで休日の運行を含め、さまざまなご要望を賜ってまいりましたが、限られた経費や制約のもとでの運営でありますことから、ご要望におこたえできていない状況であります。しかしながら、町民の生活交通を確保することは、まちづくりにおいて非常に重要なことであります。厳しい運営状況ではありますが、改善すべくは改善し、最大限の努力をしてまいります。

具体的には、全体的なダイヤ改正も必要だと思っておりますが、町民の皆さんから多く聞くのは、土曜日運行の実施です。「土曜日のクラブ活動の送迎に困っている」「何とか土曜日運行だけでも考えてほしい」との要望を受けておりますので、関係機関との調整や予算を勘案しな

がら、土曜日運行の実施を考えております。

さらに、少子・高齢化社会を迎え、安心・活力・愛のある京丹波町の未来をつくるために、町の財産である子供たちが明るく元気に成長するよう教育環境の整備など、学校教育の振興を積極的に努めるとともに、小さな児童をお持ちのご家庭で安心して親が仕事につけるように、学童保育を一層充実させ、地域住民の参加による子育てネットワークを構築していきたいと考えております。

あわせて、コミュニティスクール事業等を通して、地域住民の力を学校教育に生かし、子供たちに地域の予算を体験させていく取り組みや、地域の学校として住民とともに作り上げていくための情報公開を一層進めてまいりまいりたいと考えております。

次に、活力のあるまちづくりについてであります。

農林業は本町の主産業として発展してまいりましたが、近年、高齢化の進行と後継者問題など農林業を取り巻く環境は厳しい状況を迎えております。これは全国的な傾向であります。本町ならではの良好な立地条件を生かした魅力ある農業と、豊富な山林資源の利活用を図る農林業の産業化を模索していきたいと考えております。

本町では、京都・大阪・神戸などの大都市郊外に位置し、それぞれから1時間台という距離圏に位置しております。また、丹波山地の中で比較的標高の低い高原状の地形に恵まれ、夏から秋にかけての昼夜の寒暖の差など、丹波高原の持つ独特の気候風土を生かしたさまざまな農業が盛んに行われてきました。

さらには、JR嵯峨野線複線化や京都縦貫自動車道整備を初め、主要な府道・町道整備により広域交通ネットワークが形成されてきており、産業面においても大きな期待が寄せられております。

このような中で、京丹波町の自然的特性を大都市近郊という農村環境と、これまで多くの先人によって築かれ培われてきた丹波という本町が持つブランド力を最大限に生かし、将来において持続可能な農業の振興を目指したいと考えております。

また、近年の林業は木材需要の低迷や労働力不足により後退してきております。本町は森林が約8割を占めており、その森林は木材供給という役割だけでなく、地球温暖化防止、国土の保全など多面的機能という面でも大きく注目されているところであります。こうした中で、森林組合などの林業団体・事業所等と連携し、森林資源を有効に活用することにより、林業経営の向上と森林の育成・保全に努めてまいりたいと考えております。

さらに、これらの振興には広く町内外の方々にPRし、提供する場所づくりも求められているところであります。幸い、本町には国道9号、27号、173号沿いにそれぞれに道の

駅があり、野菜市（丹波高原朝どり野菜市、「瑞穂の里さらびき」野菜市、わちふれあい野菜市）が開催され、京阪神地域を初め町内外から新鮮な農山林物を買求める人でにぎわっております。また、各地域においても、農家による野菜市が開かれております。

野菜市は消費者にとっては生産者の顔が見え、生産者と対話し、信頼が生まれる中で、安心・安全な農林産物を購入できる。そうしたよさがあり、一方、生産者にとっては収入増と生きがいつくりにつながっており、地域農業の活性化に寄与しているところでございます。こうした中で、さらなる野菜市の振興と拡充を図り、地産地消に取り組むとともに、職をテーマとした京丹波町ならではの都市住民との交流を進めたいと考えております。

さて、将来に向け、安定した行財政運営を確立していくためには、財政健全化に向けた取り組みを引き続き計画的に実施していくことが不可欠であります。とりわけ地方交付税の合併特例措置期間内に本町の課題であります地方債残高の削減や、土地開発公社先行取得用地の債務縮小など、避けて通れない課題に積極的に取り組み、これらを軸とした財政健全化対策を総合的に推進していくため、最小限の経費で最大の効果を上げる行財政改革の基本理念に立ち、町民の皆さんのご理解をいただきながら、着実に行財政運営を図る必要があります。

あわせて多様化した住民ニーズにこたえられる質の高い行政運営が求められる中、職員の資質向上をさらに図っていくことも重要であります。そのためには、職員が常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上を目指して、日々切磋琢磨していく姿勢や、公平・公正で親切な対応に心がけるなど、人に優しく、ぬくもりを感じていただけるまちづくりを目指していきたいと考えております。

来年度にはJR嵯峨野線複線化、さらに数年後には京都第2外環状線の供用開始、京都縦貫自動車道・丹波綾部道路の完成予定など、広域交通網などインフラ整備が着実に進む中、今のこの時期、チャンスととらえ、住んでみたいまち、住んでよかったと実感していただけるまちづくりを進め、定住促進を図っていかねばならないと考えております。

このことは、住環境の整備は言うに及ばず、教育環境の整備や安心して子供を産み育てられる条件づくりが必要であり、京丹波町総合計画に基づいたハード・ソフト両面にわたる施策の推進とともに、現在策定作業を進めております新たな次世代育成支援行動計画を柱として、より一層の子育て支援の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、引き続き、民間開発団地への安定した水道の供給や事業用水の確保を通して、企業誘致を図るための源であります畑川ダムの早期完成に向けて努力いたす所存であります。

次に、「愛のあるまちづくり」についてであります。

「安心のあるまち」、「活力のあるまち」を実現していくためには、何よりも行政と町民

の皆さんがしっかりとしたビジョンのもとに、まちづくりの課題を共有し、信頼で結ばれ、手を携えて地域の発展を目指していかなければなりません。

そのため、まず私は、私自身の行動や町政に対する考え方を含め、町政の情報を積極的に公開し、町民の皆さんや職員との情報の共有を一層進めてまいりたいと、そのように考えております。

そして、行政の事情を優先することなく、常に町民の皆さんの目線で考え行動するために、私自身が積極的に町民の皆さんの中に出向き、意見を伺うことで町民の皆さんのニーズや時代の変化に的確に対応した行政サービスの提供に心がけてまいりたいと考えております。さらには、幅広い世代の皆さんからさまざまな声を聞かせていただけるよう、町政懇談会の開催方法等を工夫してまいりたいと考えております。

昨今の児童虐待や残忍な事件の多発は、まさしく小さいころからの人を思いやる、人を愛する温かい感情の欠如であります。少子・高齢化が進む中、子供たちの成長と発達を見据えながら、就学前における幼児教育及び保育について、すべての子供たちが受けられる機会を保障し、豊かな心と社会性を身につけた次代を担う子供たちを育てていく環境をさらに充実できるよう努めてまいりたいと思います。

特に、就学前教育については、幼・保一元化に向けた研究を推進するとともに、地域のすべての子育て家庭を支援できるよう、地域と家庭の子育て力の向上を図ってまいりたいと考えております。

瑞穂地区の4小学校の統合については、現在、統合準備委員会の委員の皆様によりまして、慎重なる協議を重ね、準備作業を行っていただいているところでございますが、平成23年4月には子供たちや地域の皆さんの新たな意気込みと厚い思いが込められたよりよい新しい学校がスタートできるよう、施設整備や安全な通学の確保、学習環境の充実に関心を尽くしてまいりたいと考えております。あわせて、歴史ある4小学校の閉校に当たりまして、敬意と感謝を持って幕が閉じられるよう、手だてを図ってまいります。

また、人間関係が極めて希薄化しつつある現代社会において、社会生活を営む上で基本となるあいさつ運動や声かけ運動は、健全な子供たちをはぐくむとともに、地域住民の親睦と連携を強固にし、ひいては防災・災害・危機管理などの地域の安心・安全な社会の形成と環境保全など、地域文化の醸成に資する大切な一面があると考えております。

こうした連鎖とともに、真の住民が主体となった地域の創意と工夫、判断と責任に基づき、地域の特性に応じた魅力ある地域おこし活動など、こうした活動を後押しするため、既設の交付金による支援、また職員による支援体制を整えつつ、新たな支援方法の検討を含め、き

め細かな対応を積極的に進めてまいりたいと考えております。

あわせて、丹波高原の緑豊かな美しい自然環境を保持するための環境の美化や保全は重要な課題であるとともに、時代に引き継いでいかなければならない使命でもあります。このため、森林法や農地法、廃棄物処理法などの法令を初め、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例や、京丹波町の環境保全等に関する条例等に基づき、公害防止はもちろんのこと、良好な自然環境や生活環境の保全に努めるとともに、地域の環境・美化活動などを支援し、全町が公園と言える空間づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、地球温暖化の防止はまさに地球規模の課題となっております。ごみの減量化を初めとする温室効果ガスの排出抑制を町民並びに事業者の皆さんと一体となって進めてまいります。特に、来年度には住宅用太陽光発電システムの設置にかかわる町の補助制度を設け、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を促進してまいりたいと考えております。

以上、私の町政運営の所信を申し述べさせていただきました。これらのことは、当然、私一人でなし得るものではございません。意思決定機関である議会、あるいは町民の皆さんのご意見を伺いながら、職員と一丸となって緊張感を持って、まじめに真剣に誠実に、そして果敢に取り組んでまいる覚悟であります。議員各位には、あるいは町民の皆様には、私の意のあるところをお酌み取りいただき、今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。町長就任の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） 町長の所信表明を終わります。

《日程第5、教育委員会委員の任命について～日程第6、教育委員会委員の任命について》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命についてから日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第2号及び第3号の教育委員会委員の任命についてであります。合併後の12月議会で任命の同意をいただきました岩崎正子委員及び太田喜好委員の任期が今年11日に4年の任期満了となります。お二人ともこの任期満了を区切りとして、新たな委員のもとでさらなる教育行政の進展を図っていただきたいとのご意向であり、これを尊重させていただきます。

した。合併後における教育行政のさまざまな調整事項や教育環境の整備発展に格別のご尽力をいただきましたことに心より感謝申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する教育委員として、次の方々を任命することに同意をお願いするものであります。

同意第2号では、京丹波町安栖里メガダ13番地にお住まいの戸倉一昭氏を任命することをお願いいたしております。十倉氏は和知町職員として長年お勤めになり、平成15年10月から合併まで和知町教育委員会教育長としてご活躍されております。豊富な行政経験と人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、加えて温厚、誠実な人柄から、多くの人々の信頼も厚く、今日的な教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。

次に、同意第3号では、京丹波町三ノ宮小山35番地にお住まいの櫻井博規氏の任命についてお願いするものであります。櫻井氏は現在、社会福祉法人の理事長としてご活躍されており、当施設は本町の老人福祉行政にも大きく寄与していただいているところであります。若さと行動力、福祉に対する深い見識など、広く社会の実情にも精通されており、今日的な教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。

以上、同意案件の提案説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 担当課長の補足説明を求めます。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、同意第2号並びに同意第3号の補足説明を申し上げます。

まず、この教育委員の任命につきましては、根拠法令につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づくものでございまして、任期は4年となっております。

それでは、議案を朗読をさせていただきます。

同意第2号、教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所 京都府船井郡京丹波町安栖里メガダ13番地

氏名 十倉一昭 昭和21年11月6日生まれ お年は63歳でございます。

平成21年12月8日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

なお、十倉氏のご経歴等については裏面のとおりでございます。

次に、同意第3号、教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所 京都府船井郡京丹波町三ノ宮小山35番地

氏名 櫻井博規 昭和47年9月6日生まれ 年齢につきましては37歳でございます。

平成21年12月8日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

なお、櫻井氏のご経歴等については裏面のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、同意第2号並びに3号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより同意第2号の質疑を行います。

東君。

○8番（東 まさ子君） ただいま地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条ということで、任命をするということで提案をされたところであります。この4条につきましては、第4項におきまして、年齢及び性別、職業などに偏りが生じないようというふうにも書いてありますが、6名の教育委員さんになるわけでありまして、ほかの4名さんにつきまして、紹介をしていただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 済みません、手元に資料持っていませんけれども、阿部定さん、年齢は70ぐらいです。ちょっと年齢は定かではございませんが、あと梅原千里委員さん、年齢は42～3、そして大西弘二さん、62、そして教育長の寺井行雄でございます。以上4名と、2名は今期任期満了という形です。よろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 今6名の方になるわけですね、今回2名を承認いたしますと。この構成でありますけれども、地域的なバランスを考えたときに、6名のうち旧丹波地域からは1名ね、教育長ということになっておりますが、人口的にも旧丹波は大変多いですし、今回2人を任命するとして提案されました根拠ですけれども、こういう地域的なバランスということもあると思うんですが、基本的にはどういうものを根拠にして人選をされてきたのか、このことについてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 東議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域割も非常に大事だと認識はしとったんですが、確かに旧丹波から旧瑞穂に一人、結果として移ることになりました。私が同意を求めております櫻井氏は年齢も若くて、非常に教育についても熱心な方です。それで、推薦し、同意を求めたところであります。

○議長（西山和樹君） 山田議員。

○15番（山田 均君） 私も町長に伺っておきたいと思うんですけども、京丹波の場合は6名の教育委員ということでなっておるわけですが、今も地域的なバランスの問題もあったんですが、もう一つは、女性の委員、今回一人だけになるということになるんですが、そういう問題やとか、それから、いわゆる現職といいますか、学校のいわゆる経験者である方もやっぱり現場をよく知っておるわけですので、非常にそういう面では教育委員の中に何名かおっていただくということも大事だと思うんですけども、今回の提案になりますと、大西委員1名がもと先生だったということになるんですけども、そういうようなバランスといいますか、教育行政を進めていく上で、そういう現場の経験者も必要やというふうに思うんですけども、もちろん全体を見ていくということですので、そういうものを京丹波の教育をどう進めていくかと、先ほどの所信表明の中にもあったわけでもございますけども、それとも大きなかわりはあるかと思うんですけども、町長の基本的な考え方ですね、教育委員を選ぶ。ひとつ伺っておきたい。男女の比率の問題とか、それからもとの学校の経験者をどう充てるかという問題も含めて、あろうかと思えますし、今も地域的なということがあったわけですが、やっぱり地域の事情をよくわかっておる委員も配置するというのはこれ当然だと思うんですけども、その辺も踏まえて、この6名の教育委員の任命を今回は2名新たですけども、4名は既に先に任命されとる方でございますけども、その辺のちょっと基本的な考え方を含めて伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご質問という形でいろいろ提案も受けておるんですが、確かに学校教育現場の経験者もこの教育委員の中に必要だなという認識ではおります。あるいは地域の中で活躍なさって、そこからの社会教育的に見ていらっしゃる委員さんも必要だというふうに考えております。たまたま今回は、櫻井氏の場合は社会福祉に精通されていて、高齢化が進んでいる我がまちでは、教育の現場でも教育委員としても、十分経験を生かしていただけるんやないかという視点で推薦同意を求めているんですが、今ご提案いただいた地域割あるいは学校現場とかの経験割、そういうこともうんとこれから勘案していかなければならないという認識ではおります。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 任期全期の人が任期を終えられたということでございますし、非常にですね、退任されるこの2名も非常に立派な方で、教育委員として4年間を終えたわけでございますけれども、この任期満了に従って、一言でもですね、再任という言葉もなかったのかということと、それと先ほどから意見が出ておりますように、やっぱり前回も丹波、瑞穂、和知それぞれ2名の教育委員さんが選任されたということもございますし、丹波地域はですね、1名ということになるわけでございますけれども、やっぱり人口から見ても、丹波は非常に人口的にも多いと。そして丹波、瑞穂、和知それぞれにも中学校もあり、小学校もあるという中でですね、丹波が1名ということについてはどうかなというふうに思うわけでございます。

確かに今、同意2号、3号のこのお二方を見せていただいても非常に立派な方でございます。先ほどから町長さんにもご意見があったようにですね、やっぱり教育委員というのは、教育上がりの人でなければあかんというようなものでもないと思います。

私も教育委員の経験がございますけれども、教育畑でなしにまた変わった角度から教育委員会を見ていくということもございますので、必ずしも学校に携わった人でなければいかんということではないというふうに思います。

そういった中でですね、やっぱり丹波、瑞穂、和知それぞれ平等に2名ずつの教育委員さんを設定するのが、本当のベターではないかというふうに思うんですけれども、その辺をもう一度確認をしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回は、たまたま人物中心に同意を求めているんですが、議員さんの3人とも、野口さんを含んで東さんも山田さんもおっしゃる、その地域割もある程度考えた方がいいんじゃないかというご意見に対して、私もそういう方がよかったかなというふうに思いますので、今後、そのような人選を、ご同意求めるときの人選をしたいというふうにも考えます。今回の櫻井氏についてはたまたま地域割というと、富田から旧三ノ宮に変わったんですが、これからまだ名前が事務方から説明受けた中に瑞穂の方いらっしゃるのも承知しましたんで、こういう機会があれば、地域割も念頭に置いて、同意を求めたいなというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田議員。

○15番（山田均君） 提案されております同意2号の十倉さんでございますけれども、ちょっと聞くとところによりますと、体の健康上の問題のことをちょっと指摘する方もあったわけでございますけれども、現在はもうそういう健康状態は良好な方ということで、当然教育委員

会は毎月1回、開催することになっておりますので、当然そこへも出席できる体調であるということですか。健康状態であるということのちょっと確認をお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員が懸念されている部分があったんです。今はちょっと具体的には言いませんけど、完全に回復されておりますので、そのようにご理解いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長、さっき、野口議員から再任の確認をしたかという質問がありましたんですが、答弁漏れだと思います。

○町長（寺尾豊爾君） 再任の具体的な確認というのは行っておりません。ただ、人変わってもらったらよいという話は非公式に聞きました。公式に再任をお願いしたという事実は正確に言わんといかんさかいに、正確に言いますと、それ以来個人的に出会ったときに、次の人に変わってもらったらよいという話は伺いました。

○議長（西山和樹君） 野口議員。

○9番（野口久之君） 改めて、そしたら再任はどうかというようなことははっきりはおっしゃってないということでございますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の方からは正式に再任をお願いしたという事実はありません。

○議長（西山和樹君） 篠塚議員。

○3番（篠塚信太郎君） 済みません、今の関連でこの提案理由説明でですね、新たな委員のもとでさらなる教育行政の進展を図っていただきたいとの意向があったということなんで、これは訂正をされるわけですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 再任のお願いはしてませんが、懇談の席で、次の方をお願いしたいという話がありました。そのことを新しい人でという表現にしました。

○議長（西山和樹君） 篠塚議員。

○3番（篠塚信太郎君） 先ほどからも地域割とかいろんな話が出てまして、このままお二人の方が承認同意されますとですね、丹波1人、瑞穂3人、それから和知2人という、そういう教育委員さんの人数になるわけでありまして、この児童生徒数から見ましてですね、20年5月1日現在で1,345人在籍しとるわけでありまして、多少は移動というんか減少してると思うんですけども、それで旧町ごとにですね、6を100とした場合に、どれぐらいの割合になるんか。児童数でいきますと。その割合をちょっと教えていただきたいと思

ます。

- 議長（西山和樹君） 暫時休憩をいたします。ただいまあの時計で10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前 10時10分

再開 午前 10時26分

- 議長（西山和樹君） 議事を再開いたします。

野間教育次長。

- 教育次長（野間広和君） 大変、申しわけございませんでした。

丹波地域の児童生徒数につきましては、758名で54.2%、瑞穂地域の児童生徒数377人で26.9%、和知地域につきましては、264人で18.9%、合計1,399人でございます。

- 議長（西山和樹君） 篠塚議員。

- 3番（篠塚信太郎君） 今答弁がありましたように、児童生徒数からいきますとやはり丹波が5強、それから瑞穂が3弱、和知が2割弱というようなことですね、これでいきますとですね、教育委員さんの任務はさまざまいろいろありますが、日常的にですね、そういう保護者とか父兄のそういういろんな教育問題、課題につきましてのご意見、ご要望をやっぱり反映していくのがやっぱり教育委員さん、また教育委員会であるというように思いますし、これで非常にアンバランスな状況であります。

教育長さんにお聞きをしますが、こういうアンバランスの中で、教育委員会のそういう協議がですね、十分できるのかどうかということですね。それで、その地域の保護者、父兄のご意見、ご要望が反映できるのかということをお聞きしたい。

それと町長にお聞きしますが、先ほどからこのアンバランスで、これはこれから考えていくということをね、おっしゃってますんで、来年には瑞穂の方がこれ改選になるわけでございます、そのときにはこの今のアンバランスを解消されるような人事をされるのかどうかということをお聞きをしておきます。

- 議長（西山和樹君） 教育長。

- 教育長（寺井行雄君） ただいまのご質問でございますが、今現在は2名、2名、2名の体制でございますので、比較的地域の状況を把握をいただきながら、委員会の中でも気がついていただいたことはアップをいただいたり、協議をさせてもらっております。

ただ、今回、今上程をされていますことが同意をいただければ、今おっしゃいましたように、3名、2名、1名ということになります。このごろ教育委員さんの仕事としましても、

もちろん地域のことも大事でございますが、全般的に全町的に、学校のこと、それから社会教育のこと、文化的なこと、体育的なこと、いろんなことを含めまして総合的にいろいろとご意見も賜りながら、京丹波町の教育をどう推進していくかというあたりもいろいろと議論をしていただいておりますので、特別、今の段階としまして、アンバランスという言葉をお使いいただきましたけども、そういうあたりも心配は今のところしておりませんので、答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 篠塚議員さんがおっしゃった地域割を100%っていうわけじゃないですが、多くの方からそういうご意見をお寄せいただきました。そのことを次のまた同意案件としてご提案するときには、十分勘案したいと思います。

ただ、瑞穂の人を必ず減らしてというふうには申し上げられないということだけご理解いただきたいと思います。地域割についても十分勘案して、次は同意案件、ご提案したいと。そんな気持ちであります。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 議長は、同意第2号と3号を説明をしていただいたんですけども、議長は同意第2号を質疑をと言われたようになるんですけども、今、2号も3号も一緒くたになっとなやけど、どうなんですか。

○議長（西山和樹君） 失礼いたしました。人数の問題が出ておりましたので、あえて中止することなしに3号案件と一緒にしておりますので、今、2号案件についての十倉委員のことについてまとめて、これで終結したいと思います、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 質疑ないものといたしまして、質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

続いて、同意3号の質疑に移ります。

山内委員。

○7番（山内武夫君） 一点、町長にお伺いをしたいというふうに思うわけなんですけれども、今もありましたように、2号と3号のちょっと一緒のような質疑もあったように思っておりますが、改めて第3号につきまして、私の方からお聞きをしたいというふうに思います。

今回、第3号で櫻井さんの方が推薦をされておるわけなんですけれども、経歴を見ております限りは、先ほどもありましたように、福祉関係につきましては非常に精通されておるといふふうに思っておるんですけれども、今までですと、委員の選出に当たりましては、大体の方が教育行政に何らかの形で携わっておる方が多いように思っておったんですけれども、今回、今も言いましたように、教育行政の経験もないという方を推薦をされておるんですけれども、その点につきまして、再度、推薦された理由をお聞きをしたいというふうに思います。

あともう一点、この方につきましては、京丹波町に住まわれてからの居住歴も大変短いというふうに思っておるんですけれども、そういう中で必然的に町民の人のなじみというの薄いように思うんですけれども、ここの提案理由を見ておりますと、広く社会の実情にも精通されておるといふようなことも書いてありますし、実際問題といたしまして、教育課題にも適切に対応していただけるものというふうには考えておりますものの、そういうような実態の中で、京丹波町内の教育に対しての実情というのが大変詳しく認識をされておるのかどうか、そういう点につきましてもちょっと私の方で疑問に思っておる点がございますので、あえて推薦をされた理由と申しますか、どのような理由で判断にもって推薦をされておるのか、町長の見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 在住年数が少ないということは承知しておりました。私も在住年数が非常に少ない男です。私がこの方をするに当たって、そういうよそで長く生活されて、この京丹波町にお住まいになって、非常に地域になじもうとしていらっしゃる姿勢、そのことを高く評価したところです。

私も舞鶴から京北、須知といろいろ住んできたんですが、一生懸命地域に溶け込もうとして人生を歩んできました。櫻井氏も同じような姿勢だなと。よくおつき合いをしていると、よう物事を地域のことを知ってはるなと思う人が、以外とよそから移り住んで地域に一生懸命溶け込もうとされた努力のあとが伺える場合がよくあるんですね。そういう意味で、櫻井氏は必ず、在住年数は少ないんですが、非常に若いし、高潔な方だということで地域にも溶け込んでもらって、町民の古くから住んでいらっしゃる町民の皆さん、子供をお持ちの皆さんの意見を一生懸命酌み上げてもらえるというふうに信じて、ご推薦を申し上げているとこ

るであります。

○議長（西山和樹君） 篠塚議員。

○3番（篠塚信太郎君） 町長にお聞きしますが、提案理由説明の中でですね、この社会福祉法人のこの施設は老人福祉行政にも大きく寄与していると。こういう表現になっておるんですが、私は余り老人福祉行政というのは聞いたことありませんので、どういう内容か教えていただきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保健福祉課からちょっとお答えさせますので。

○議長（西山和樹君） 堂本福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 老人福祉行政と申しますと、基本的にはこの特別養護老人ホームを、やまびこ園を理事長として運営をされておりまして、その他、昨年まででありますと、生きがいつくりの事業も実施をいただいております、老人福祉、高齢者に対して介護保険によらない方に関してのその事業等も行っております。

また、年に一度やまびこまつりというようなイベント的なものも計画をいただいております、多くの瑞穂地区内外を含めた方もボランティア的な形で参加を呼びかけて、地域の祭りのことでもご活躍をいただいておりますというふうに存じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 今ご答弁いただいたことは、そうすると行政的には高齢者福祉というくりでね、やってると思いますんで、こういう特別なまたね、こういう用語を用いられるから、ちょっと説明をつけていただきたいなというふうに思います。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、議案第106号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第7、議案第106号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、次に契約案件についてであります。議案第106号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約の変更につきましては、契約金額1億8,888万4,500円に702万1,350円を追加し、1億9,590万5,850円とすることについて、お願いいたしております。工事の進捗に伴い、追加を要する費用については増額を行うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 議案第106号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。

本工事につきましては、平成21年6月18日に議会の議決をいただき、今藤・樹山特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したところでございます。今回の変更につきましては、契約金額を当初の1億8,888万4,500円に702万1,350円を増額し、変更後の契約金額を1億9,590万5,850円とするものです。

契約金額を変更する理由といたしましては、次ページの変更理由書でその主な概要をご説明申し上げます。

まず、建築管理棟のその他修繕につきまして、当初玄関側につきましては外壁塗装を予定をしておりましたが、周りとの調和によりまして、玄関側につきましても、塗装するものでございます。屋内運動場の関係では、外壁・内壁にクラック及びモルタルの浮き補修の増が必要となったことによるものでございます。

自動火災報知設備につきましては、消防署と事前協議を行っていたところでございますが、

届け出時に体育館の舞台天井にも必要と支持をされたことから増となりました。

最下段の化学物質測定におきましては、当初、各室一回の測定としておりましたが、生徒の安全を確保するため、天井改修終了時及び仮設間仕切り解体後に測定することとしたための測定回数の増による増額となります。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第106号の質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと担当課長に一点、伺っておきたいんですが、変更の理由の資料をつけていただいとんですが、ちょっと見方をお尋ねしたいんですが、管理棟の大規模改修工事、既設の木製建具ガラス溝加工ということで、単位は何枚の枚になっとんですが、これ変更後の数量というのは405枚、いわゆるガラスの加工といえますか、そういうように理解をしたらいいということなのか、金額ではないように思うんですけども。平米は73.6平米増えたという、そういう理解なのか。ちょっとお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） このガラスの部分につきましては、ガラス改修を行う際に既設建具のガラス溝と強化ガラスの厚みが合わなかったということで、当初予定はしておりませんでしたけれども、既設建具の加工を行いたいということでございます。枚数が増えたということでご理解ください。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） それぞれ変更理由の先ほどもありましたページの中で、工事の種別なりその内容につきまして説明あるわけなんですけども、全体的な工事の進捗状況として、最終契約期間というのは、平成22年1月20日までということになっております。もう既に12月も中旬になって来とるわけなんですけども、現在の工事の進捗状況がどの程度まで進んでいるのかという点と、それから、大規模改修工事、一番上の先ほど言いましたように、既製木製建具ガラス溝加工ということで405枚の既設建具の加工が変更になってるわけなんですけども、これ当然工事仕様の変更という形になると思うんですけども、この工事そのものがいつごろ行われたものなのかということと、こういう工事仕様の変更の場合、具体的にどういう手続を踏んで、工事仕様の変更というのは行われていくのか。その点をお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 現在、耐震ブレスのあたりはできておるわけですがけれども、ほぼ80%ぐらいはできておるものと理解をしております。ちょっと、あと詳しいことについては土木課長に。

○議長（西山和樹君） 十倉土木課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 変更が生じる場合は、監督員並びに総括監督員そして予算を所管しております教育委員会と業者の方で週一回工程会議を持ちまして、その中でさまざまなことを協議いたしまして、協議簿という形で整理いたしまして、変更の方の、設計の変更にかかわります分についてはその都度設計書を改ざんすることではなく、協議簿という形で整理いたして、変更の方を進めております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田議員。

○14番（小田耕治君） 変更の手續ということでご説明いただいたわけですが、最終的にこれでいきますと、約700万円ですか、契約金額が増えるというような形になるんですけども、例えば具体的にどの程度の変更があった場合にはどこまで決裁をとるとかというような、そういうルールそのものがあるのかどうなのか、私ちょっと十分理解してないんですけども、そういうふうな決裁権限みたいなものがルールづけされてるのかどうか。その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 工事の方は、予算の範囲内で執行するという事になっておりますので、ルールといいますか、協議簿の確認というのは総括監督員までという形で進めております。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第106号を採決します。

議案第106号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第107号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第8、議案第107号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、次に、議案第107号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更についてであります。契約金額4,431万円に18万2,650円を追加し、4,619万2,650円とすることについて、お願いしております。

翌年度施工といたしておりました堤体部分の追加工事や工事の進捗に伴う増額であります。

以上、提案説明とさせていただきます。細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして、原案にご賛同いただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） それでは、議案第107号 平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更についての補足説明をさせていただきます。

まず、天満宮大池の改修についてでございますが、下山知野部地区にございまして、ため池の老朽化に伴い、3カ年で改修する計画をしております。平成20年度には測量設計を終えまして、本年度から22年度にかけて本工事を行うものでございます。

では、議案の次に添付しております新旧対照表をごらんいただきながら、お聞きいただきたいと思っております。

本契約につきましましては、平成21年9月25日に議決いただき、株式会社美建と4,431万円で工事請負契約を締結し、平成22年3月19日までの工期をもって、ため池堤体の築堤と底樋、樋管、洪水吐などの工事を行うこととしております。

今回の変更につきましましては、契約金額に18万2,650円を増額し、4,619万2,650円とするものでございます。主な変更理由でございますが、入札により生じました差

金を活用しまして、翌年度施工で予定しておりました工事の一部分を追加するものであります。堤体の外側のりすそ部分に設置する積みブロックを14平方メートル、さらには洪水吐工につきましても堤体上部を追加し、一定の工首の区切れをつけるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第107号の質疑を行います。

山田議員。

○15番（山田 均君） 今、追加の工事の説明を受けたんですが、3年間ということ、22年度が完成ということになるんですが、今図面もつけていただいとるんですが、最終的に22年度はどの部分をするということになるのか、ちょっとそれわかっておればお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 言葉の説明で申しわけございませんが、平成22年度の施行予定といたしましては、制波ブロック、池の波をとめるブロックでございます。そのブロック積み、それから後ろ側になりますが、のり面の芝貼り、それから駐車場ブロック積み、それからさくの工事、それから管理道路という予定としております。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。

議案第107号、平成21年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案108号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

日程第 2 3、議案第 1 2 2 号 平成 2 1 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）》

○議長（西山和樹君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第 9、議案 1 0 8 号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 2 3、議案第 1 2 2 号 平成 2 1 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

これより日程第 9、議案第 1 0 8 号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 2 3、議案第 1 2 2 号 平成 2 1 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、引き続き提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 0 8 号、京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、非常勤の船員について、本条例の適用対象とするための改正をするもの。

議案第 1 0 9 号、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、国保税にかかわる 2 割軽減の適用条件を削除するもの。また、国保税の所得割の算定所得に上場株式等の配当所得の申告分離課税を追加する等所要の改正を行うもの。

議案第 1 1 0 号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防法の一部を改正する法律に伴い、条例中の消防法の引用条項を改めるもの。

議案第 1 1 1 号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、京都丹波食彩の工房の指定管理者に農事組合法人丹波清光ファーム及び株式会社井筒屋を指定するもの。

議案第 1 1 2 号、京丹波町三ノ宮財産区有地の処分につきましては、京丹波町栗野地内の区有地 1 万 1, 9 4 5. 0 3 平方メートルについて、一般国道 4 7 8 号丹波綾部道路改築事業用地として、価格 2, 3 8 9 万 6 0 円をもって京都府土地開発公社と契約を締結するものであります。

次に、議案第113号、平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）では、補正前の額119億2,210万円に3億7,690万円を追加し、補正後の額を122億9,900万円とすることをお願いいたしております。

今回の補正予算につきましては、平成21年度も8カ月が経過し、事業の完了や経費の確定、進捗状況等精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正につきましては、障害者福祉費にサービス利用者増に伴う障害者自立支援事業に3,684万5,000円、現状の推移から心身障害者医療事業に634万2,000円を追加いたしております。

保健衛生費では、新型インフルエンザ対策事業として1,017万7,000円を追加し、生活保護や非課税世帯に対するワクチン接種の負担軽減措置を講じることといたしております。

農林業費では、ケーブルテレビ拡張整備事業に翌年度執行予定分1億3,378万4,000円を追加し、特定財源の確保及び事業の推進を図ることといたしております。

また、有害鳥獣捕獲事業には、現状の推移から724万9,000円を追加するとともに、新たに京都府が実施する丹波広域基幹林道の一部舗装工事への負担金997万7,000円を計上いたしております。

土木費では、町道蒲生実勢線ほかの道路修繕工事や補修用資材費として430万円。消防費では、大規模災害や武力攻撃事態が発生した場合に、通信衛星を通じて瞬時に情報を伝達する全国瞬時警報システムの整備費1,006万8,000円を新たに計上したところであります。

このほか、他会計への繰出金について、財源や執行状況に応じ、所要の補正を行うとともに、人事院勧告に準じた給与改正による人件費の減額や、国の予算が執行停止となりました子育て応援特別手当1,259万4,000円の減額を行っております。

また、歳入といたしましては、国庫・府支出金等関連する特定財源の精査、調整を行うとともに、一般財源では特別交付税を主なものとして編成したものであります。

議案第114号、平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において補正前の額18億8,246万円に2,970万4,000円を追加し、補正後の額を19億1,216万4,000円とするものであります。

保険給付費の増額に伴い、普通調整交付金や療養給付費交付金の特定財源を増額するとともに、基盤安定繰入金の確定等に伴う一般会計繰入金の精査等の補正を行うものであります。

和知診療所勘定では、補正前の額2億8,465万円に76万2,000円を追加し、補

正後の額を2億8,541万2,000円に、和知歯科診療所勘定では、補正前の額7,022万6,000円に46万8,000円を追加し、補正後の額を7,069万4,000円とすることをお願いいたしております。各診療所の施設管理費及び医療費について、所要の補正を行うものであります。

議案第115号、平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額2,270万6,000円に398万5,000円を追加し、補正後の額を2,669万1,000円とすることをお願いいたしております。前年度医療給付費に係る交付金等の精算及び本年度における国庫負担金の減額に伴う一般会計繰入金を増額を行うものであります。

議案第116号、平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定では補正前の額17億4,452万5,000円に5,250万円を追加し、補正後の額を17億9,702万5,000円とすることをお願いいたしております。居宅介護サービス給付費等保険給付費の精査により、所要の補正を行うものであります。

老人保健施設サービス勘定では、補正前の額6,618万円に296万7,000円を追加し、補正後の額を7,014万7,000円にすることをお願いいたしております。主に介護支援専門員の雇用による人件費の追加であります。

議案第117号、平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額13億1,060万円から240万円を減額し、補正後の額を13億820万円とすることをお願いしております。主に、水質検査業務委託料の減額、水道施設にかかわる管理委託業務及び料金改定に伴うシステム改修負担金の追加であります。

議案第118号、平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額10億4,730万円に80万円を追加し、補正後の額を10億4,810万円とすることをお願いいたしております。下水道施設維持管理経費、町管理浄化槽修繕料の追加等であります。

議案第119号、平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額1億797万2,000円から646万6,000円を減額し、補正後の額を1億150万6,000円とすることをお願いいたしております。人件費の精査及びバス購入費の確定による減額等を行うものであります。

議案第120号、平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額4,424万1,000円に43万2,000円を追加し、補正後の額を4,467万3,000円とすることをお願いいたしております。間伐による立木売り払

い収入を財源とし、桧山地域振興対策補助金の追加及び基金への積み立てを行うものであります。

議案第121号、平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額589万3,000円に2,009万4,000円を追加し、補正後の額を2,598万7,000円とすることをお願いいたしております。議案第112号で提案いたしております区有地の処分収入を財源とし、一部貸付地である栗野区への土地売払補償費及び基金積み立てを行うものであります。

議案第122号、平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収支で補正前の額8億6,702万9,000円から271万7,000円を減額し、補正後の額を8億6,431万2,000円とすることをお願いいたしております。主に、人件費の精査を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。細部にわたりましたは、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いいたします。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第108号、京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、雇用保険法の一部を改正する法律の施行により本条例の上位法に当たります地方公務員災害補償法の一部改正に伴うものでございます。議案の最後のページの新旧対照表に基づいてご説明申し上げたいと思います。

改正前の旧条例の第2条でございますけれども、この2条ではこの条例を適用しない対象者を1号から4号まで列挙してあったところでございますが、これは、これまでは非常勤の職員である船員につきましては、船員保険法に基づく補償の対象となっていたところでございますが、今回改正によりまして、上位法の見直しがなされたところでございますので、適用の対象とするということになりましたことから、新しい改正後はこの第2号を削除するというにさせていただきます。

第16条におきましても、同様のことでございまして、船員に関する部分を削除するという改正でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第108号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第109号、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の改正によりまして、主に上場株式等にかかる配当所得について申告分離課税が創設されたことや、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算が可能となったこと、さらに特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除が創設をされたことなどに伴いまして、国保税の所得割の算定にこれらを反映させるために、所要の条例改正を行うものでございます。

それでは、条例案でございますが、2枚めくっていただきまして、新旧対照表でご説明を申し上げます。右側が現行で左側が改正案となっております。

まず、左側の中ほどの下線の部分でございますが、第23条第2項を削除しておりますのは、これは国民健康保険税の減額に関するものでございますが、これも同じく税制改正に盛り込まれていたものでございまして、国保税の法定減免のうちの2割軽減の適用につきまして、減額が適当でないと認める場合は減額を行わないとなっておりますものを削除し、一律に軽減するというものでございます。

これにつきましては、現状におきましても一律に軽減をしておりますので、特に変化のあるというものではございません。なお、最初の第13条のほかにも、以降も第23条第1項を第23条に改めておりますのは、この第2項を削除したことによるものでございます。

次に、次のページの2行目でございますけれども、附則第5項といたしまして、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例というのを加えております。これは、国保税の算定所得に配当所得の申告分離課税を加えるものでございまして、これまで配当所得は原則総合課税ということで、それは総所得の中に含まれていたわけですが、今回、申告分離課税というのが創設をされましたことで、その分離された配当所得も国保税の算定所得に含めると。そういう規定でございます。

次に、次の見出しの長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の第6項の下から5行目の下線の部分でございますが、第35条の2第1項を加えております。これは、租税特別措置法の条文でございますが、平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得につきましては、1,000万円の特別控除を行うというものでございまして、同じく国保税の所得割の算定に反映させるというものであります。

次のページでございますが、第7項の下線の部分の「第35条の2第1項または第36条」とあるのは、「または36条と」ということでございますが、これにつきましては、第6項におきまして、平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得について、1,000万円の特別控除を追加すると申し上げたところでございますが、第7項につきましては短期譲渡所得に係る規定でありますことから、ここでは6項で加えた第35条の2第1項を準用しないように36条と読みかえると。そういうものでございます。

次に、次のページの第9項でございますが、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例の追加につきましては、22年度分以降の住民税の申告におきまして、前年に株式等の譲渡損失がある場合及び過去3年以内に譲渡損失がある場合で控除し切れていない金額がある場合は、申告分離課税を選択した配当所得から控除できると。そういう規定であります。そして、これが適用された場合は、附則第5項の国保税に算定する申告分離課税の配当所得はこの損益通算及び繰越控除後の金額とすることを既定したものでございます。

また、次の第10項では、第9項の繰越控除を行った場合の第8項における株式の譲渡所得についても、その繰越控除後の金額とすることを既定したものでございます。

それから、一番下の第12項の先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の中で、譲渡所得というのを加えております。これも地方税法の改正に伴うもので、これは金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券ということになっておりますが、これの決済利益が総合課税から申告分離課税の対象に加えられたことに伴いまして、その決済方法に有価証券の譲渡が含まれることから、譲渡所得を追加するというものでございます。

以下につきましては、項の繰り下げ等の改正となっております。

なお、施行期日につきましては、新旧対照表にはございませんので、条例案をごらんをいただきたいわけでございますけれども、特に第5項の上場株式等の申告分離課税分、第9項の上場株式等に係る譲渡損失通算及び繰越控除につきましては22年1月1日から、第6項の長期譲渡所得の特例につきましては22年4月1日からと。それから第12項の譲渡所得を加える部分というのは23年の1月1日からということになっております。

以上、地方税法の改正による国保税条例の改正ということで、大変わかりにくい説明でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第110号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

これにつきましては、ページをめくっていただいた次のページでございますが、条項の改正となっております。消防法の一部が改正をされまして、これまで引用しておりました第35条の7の前に、新たに救急業務に関する条項が追加をされております。この関係から、これまでの第35条の7第1項が第35条の10第1項に条項が繰り下げられたことによりまして、それを引用しております本町の条例の改正をお願いするものでございます。

なお、消防法のこの条項の中身については何ら変更がございませんので、あわせて補足をさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第110号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） それでは、議案第111号、公の施設の指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

京都・丹波食彩の工房は地元農畜産物の加工販売によりまして、丹波ブランドの発信に努めるとともに、食を通じた都市と農村との交流活動を実施し、農村振興及び地域経済の活性化を図る施設として、平成12年7月にオープンし、平成19年3月31日まで町が管理運営を行いまして、平成19年4月1日からは指定管理者制度を導入し、農事組合法人丹波清光ファームと株式会社井筒屋とが共同で管理運営を行ってまいりました。

食彩の工房では黒大豆、牛乳、豚肉などの各種加工品の製造販売、アイスクリームなどの手づくり体験教室が行われておりまして、また地元農家が食彩の工房と連携しまして、黒大豆の枝豆もぎ取り体験を実施されております。

このような中で、指定管理の期間3年が平成22年3月31日をもちまして終了いたしますことから、次の新たな期間の指定管理を指定するために、10月20日に公告し、11月13日まで募集を行ったところでございます。

指定管理の期間につきましては、機器類など製造加工等の投資に対する採算面など中期的な計画や展望に基づいた運営という観点、また雇用の面も含めまして、総合的に判断し、5年に設定させていただきました。

公募の結果、1件の申請がありまして、指定管理者選定委員会で指定管理者候補の審査選定を受けまして、本議案のとおり、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの京都・丹波食彩の工房の指定管理者を農事組合法人丹波清光ファーム及び株式会社井筒屋とすることをお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（野村雅浩君） それでは、議案第112号につきましては、読み上げさせていただきます。補足説明とさせていただきます。

議案第112号、京丹波町三ノ宮財産区有地の処分について

下記の京丹波町三ノ宮財産区有地の処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

#### 1. 土地の所在地、地目及び処分地籍

所在地・地目・処分地籍・平方メートル

京丹波町栗野ヒヨ谷7番山林8, 565.72

京丹波町栗野呑谷25番山林2, 797.88

京丹波町栗野井ノ内54番山林581.43、計1万1,945.03

2. 処分の理由 一般国道478号丹波綾部道路改築事業に必要な土地を処分する。

3. 処分価格 2,389万60円

4. 契約の相手方 京都府土地開発公社 理事長 神 敏郎

平成21年12月8日提出

三ノ宮財産区管理者 京丹波町長 寺尾豊爾

なお、参考までに、2枚目には財産処分の位置図と、裏面にはその詳細図面として3筆を図示しておりますので、ご確認していただき、また既にこの財産処分につきましては、財産区管理会で協議の上、同意を得ておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、三ノ宮財産区有地の処分について、補足説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第113号、平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億7,690万円を今回追加をさせていただきます。補正後の額を122億9,900万円とさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、第1表については、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。6ページの第2表、地方債の補正でございますけれども、今回地方債の補

正といたしまして、過疎対策事業、これを補正前の額に9,820万円追加をさせていただきまして、限度額を7億5,550万円とさせていただくものでございます。おって歳出にも計上させていただいておりますけれども、ケーブルテレビの拡張整備事業の増額に伴いまして、その財源として発行させていただくものでございます。

それから、公有林整備事業の関係でございますが、これにつきましては110万円減額の760万円を限度額とさせていただくものでございます。事業費の減額に伴うものでございます。したがって、今回の補正では、補正前の額に9,710万円増額をさせていただいて、合計といたしましては15億3,990万円の地方債の限度額ということにさせていただくところでございます。

なお、このうち、交付税の算入率でございますが、79%余りを推計いたしておるところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細でございますが、歳出の12ページからご説明を申し上げたいと思います。

議会費以下それぞれ各費目にわたります人件費につきましては、先の臨時会において議決をいただきました給与改定に伴うもの、また年度途中の退職でございますとか、育児休業取得等による精査を行ったものでございます。人件費については、以下説明については省略をさせていただきます。

ページをめくっていただいて、14ページでございますが、中ほどの交通対策費では、町営バスの運行事業特別会計繰出金ということで、689万8,000円の減額とさせていただいております。これにつきましては、冒頭町長よりも提案理由の説明がございましたように、バス事業特会でのバス購入費の確定による減額とさせていただいたものでございます。

それから、少しページを飛びますが、16ページの選挙費でございますが、今回新たに京都府知事選挙費ということで575万円を計上させていただいております。来春に選挙が執行予定でございますが、そのうちの21年度年度内分を見積もり計上をさせていただいたものでございます。

それから、次に18ページでございますが、この社会福祉費の障害者福祉費でございます。総額では4,814万4,000円と大きな追加をお願いをいたすわけでございますが、障害者福祉一般経費に計上させていただきました495万7,000円の内訳につきましては、これは平成20年度の国の自立支援給付費あるいは障害者医療費の負担金、これの過大に交付をしていただきました精算分の返還金を主なものとするものでございます。

それから、その下の心身障害者医療事業634万2,000円及び障害者自立支援事業3,

684万5,000円の関係でございますが、それぞれ現状の推移いわゆる上半期の伸びを考慮いたしまして、追加をお願いするものでございます。

特に、障害者自立支援事業の福祉サービス分を見ますと、当初1億7,820万円を見込んで計上させていただいたところでございますけれども、現状の推移から年度末を見込みますと、2億1,500万余りを見込むような状況で推移をいたしておりますことから、大きな追加補正をお願いするものでございます。

その下段の老人福祉費の関係でございますが、老人保健事務事業699万2,000円、これはいわゆる老人保健特別会計への繰出金でございますけれども、老人保健の特別会計におきまして、21年度分の国庫負担金、これが21年度は交付されないというようなことになりまして、22年度、翌年度に精算交付を行うというふうに変更になっております。したがって、その交付されるべきである部分、見合い分について、21年度本町の一般会計から先にこの見合い分を負担をするということで、最終的には来年度、これについては精算が行われるものであろうというふうに思っております。

それから、介護保険特別会計の繰り出しの関係でございますけれども、656万2,000円でございますが、これにつきましては、一般会計の持ち分いわゆるルール分ということで、給付費5,250万円に対する12.5%分ということで計上させていただいたものでございます。

なお、その下段の老人保健施設サービス勘定繰出事業296万7,000円につきましては、特別会計においての新たな職員雇用、こういったものがございましたので、その人件費等に伴います繰り出しを追加させていただくものでございます。

それから、19ページ上段の児童福祉総務費でございますけれども、子育て応援特別手当事業1,259万4,000円の減額とさせていただいております。これは9月補正で計上させていただいて議決をいただいたところでございますけれども、国の予算の執行停止措置がとられまして、本町にあっても、これに見合う財源の確保が非常に難しい状況でありますことから、全額減額とさせていただいたものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、20ページの下段の予防費、新型インフルエンザ対策事業1,017万7,000円でございますけれども、生活保護それから非課税世帯を対象に成人の方、これは成人の方と言いましても妊婦、あるいは基礎疾患、高齢者、それから1歳未満以下のお子さんをお持ちの保護者というふうに限定がされるところでございますけれども、それらの方々に1回、それから高校生以下は幼児まで2回の接種分に係る費用を負担しようとするものでございます。

それから、21ページ上段の環境衛生費の合併浄化槽の設置整備事業207万円の増額の関係でございますが、これにつきましては、当初予算に5人槽15基、7人槽5基、合わせて20基で見込んでおったところでございますが、7人槽におきまして、あと追加5基が見込まれることから、所要の補正をお願いをいたしております。

それから、21ページ下段の労働諸費、緊急経済生活支援対策事業100万円でございますけれども、これにつきましては、既に耕作放棄地の実態調査をするということで、185万円、補正予算で予算化をお世話になったところでございますけれども、さらにこれを農地台帳等の整理作業を進めるために、継続して追加をさせていただこうとするものでございます。

それから、少し飛びますが、23ページの農地費でございます。南丹地区農用地総合整備事業1億7,742万3,000円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては、南丹農用地の整備事業ということで、竹野地区それから鎌谷中地区で実施をされました圃場整備事業におけます地元負担金でございます。これを京都府の方に支出をするものでございまして、内訳を申し上げますと、竹野地区では1億4,708万3,000円、鎌谷中地区では3,033万9,000円となっております。

それから、下段の農村情報整備事業費有線テレビ拡張整備事業1億3,378万4,000円の追加の関係でございますが、これにつきましては、22年度翌年度の事業分をこの21年度本年度に前倒しをさせていただいて、計上させていただいたものでございます。と申し上げますのも、今年度の事業の落札率でございますが、予定価格の60%代で推移をしておる現状でございます。これを言いかえますと、国の補助金もそれに対応して返還が必要になってくるということになるわけでございますが、しかしながら、この事業に充てております交付金、これは現在、国の方でやられております事業仕分けの対象ともなっておる交付金でございますが、来年度縮小の方向が示されているところでございます。したがって、できるだけ今年度そういった状況にある補助金を返還せずに、確保して実施を事業を行うという考え方に基きまして、翌年度の事業費を前倒しをして財源の確保を図るという考え方に基いて、追加をお願いするものでございます。

次に、24ページの関係でございます。

林業振興事業、有害鳥獣の捕獲事業724万9,000円の追加をお願いをいたしております。特にシカの捕獲数が大幅に、前年度の4月から9月の上半期とも比較をいたしましても、20年度が369頭、21年度が509頭ということで、既に140頭余り増えておる現状でございます。したがって、これらの現状を踏まえて、年度末までの見込みを立て

まして、追加費用として724万9,000円をお願いをいたしております。

それから、丹波広域基幹林道事業でございますが、丹波美山1号線ということで、京都府が実施される事業でございますけれども、事業費の10%ということで、997万7,000円の追加をお願いをいたしております。主な事業としては舗装事業ということで、急カーブあるいは勾配のきつい部分の舗装を行うというふうに伺っております。

次に、少し飛びますが、26ページの道路橋梁費の関係でございますが、道路橋梁維持管理事業ということで430万円を計上させていただいております。特に緊急性の高い部分から道路修繕、あるいは補修用資材ということで見積もっての計上とさせていただいております。

27ページの消防費の関係でございますが、まず1点目の京都中部広域消防組合負担金590万3,000円ですが、これについては、負担金が確定したことによる追加をお願いをいたしております。

それから、中段の防災費のこれも町長が提案理由で申し上げていただきましたけれども、全国瞬時警報システム整備事業1,006万8,000円の関係でございますが、特に時間的余裕がない大規模な自然災害、これは地震の後の津波ですとか、それから第三国からの弾道ミサイル攻撃、こういった情報について被害を最小限に、あるいは国民の保護のために、国が得た情報を通信衛星を使って各自治体の受信機へ一斉にデータ通信を行うということでございます。そのデータを受けた機械が自動的に機械そのものを立ち上げまして、あらかじめ録音してあるメッセージでございますとか、新たなメッセージを町民の皆さんに流す。こういった仕組みを構築しようとするものでございます。

本町につきましては、外部スピーカーを設置するというのも考えるわけでございますが、現時点ではケーブルテレビ、これのネットワークを活用させていただいて、システムを整備しようと考えているところでございます。

これは、現在では全国で284市区町村、設置率15.7%というふうに、この4月1日で聞いておるわけでございますが、国が全市区町村に設置をするということで、今年度まだ未設置の団体がすべて今年度取り組まれるというふうに伺っておりますし、財源についても国の方が措置をするということになっております。

以下、教育費でございますが、これにつきましては、それぞれ費目において精査を行っていただいた上での計上とさせていただいております。

歳出につきましては、概略以上のようなところでございまして、戻っていただきまして、歳入の関係でございますが、3ページでございます。

特に、今回の補正については、特定財源はそれぞれの事業の進捗状況等を見ながら整理をさせていただいておりますけれども、一般財源の主なものといたしましては、今回一番上段の地方交付税、これの特別交付で652万4,000円、こういったものを計上させていただいて、収支のバランスを図らせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第113号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（西山和樹君） ただいま日程第13が終わったわけですが、これからまだ122号までかなりありますけれども、もうキリだと思いますので、全部終わってから昼食、散会にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

異議なしと認めますので、このまま継続いたします。

それでは、次、伴田住民課長の方から。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第114号、平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,970万4,000円を追加をいたしまして、総額を19億1,216万4,000円とすることをお願いするものでございます。細部につきましては、事項別明細書によりまして、説明をさせていただきます。

5枚めくっていただきまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますが、款1の総務費の一般管理費につきましては、人件費で4万5,000円の減額、それから、電算システムの改修負担金として6万7,000円を増額をしております。このシステムにつきましては、15歳以下の子供には資格書が発行されないように改修をするというものでございます。

次に、款2の保険給付費につきましては、退職被保険者分の療養給付費が1,700万円の増、高額療養費につきましては一般分で1,000万円の増、さらに、6ページでございますが、退職者分で200万円の増としております。いずれも現在までの執行額から今後の給付額を見積もり、計上したものでございます。

また、款8の保健事業費の健康管理センターの修繕料36万2,000円につきましては、消防設備の修繕でございまして、誘導灯でありますとか非常灯のバッテリー取りかえが主なものでございます。

それから、7ページの款11諸支出金の一般被保険者の過誤納金の返還金30万円につきましては、これもこれまでの支出状況から増額したものでございますが、内容といたしましては、社会保険に加入後も国保の脱退届をせずに、国保税を払い続けていたという場合の還

付でありますとか、前年度以前の所得の修正申告によりまして、保険税を返還すると。そういったものでございます。

最後の高額療養費の特別支給金につきましては、新たに設けた科目ということでございますが、これは昨年4月から12月の間に75歳になられまして、国保から後期高齢者に移行された方で、高額療養費の支給対象であった方に係るものでございますが、75歳になられたその月につきましては、両方の制度の自己負担限度額が適用されるということになっておりまして、最大2倍の自己負担となる場合があるわけでございます。これを是正するために、誕生月に限ってそれぞれ2分の1の限度額とすることとなったものでございまして、この措置によりまして、払い過ぎとなった金額を特別支給金としてお返しするというものでございます。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入をお願いをいたします。

款3の国庫支出金の2つ目の普通調整交付金1,414万2,000円につきましては、本年度の交付申請額まで増額をしたということでございます。

また、款4の療養給付費交付金につきましては、退職者分の療養給付費と高額療養費に係る支払い基金からの交付金を計上しております。

款9の繰入金につきましては、それぞれ金額の確定によるものでございまして、一般会計からの繰入金について、所要の補正を行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きまして、診療施設勘定の補正予算について、補足説明を申し上げます。

まず、和知診療所勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万2,000円を追加し、補正後の額を2億8,541万2,000円とするものでございます。条例改正に伴います人件費の精査と、医療用滅菌機の更新に伴うものが主なものとなっております。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入では、款1診療収入、項の1入院収入のうち一部負担金収入45万9,000円を、款2の使用料及び手数料では、病室使用料30万3,000円を追加するもので、いずれも収入見込みにより計上させていただいております。

次に、4ページの歳出でございますが、一般管理費では条例改正に伴います人件費の補正

が主なものでございます。

医業費では医業用機械器具費の備品購入費74万3,000円、高圧蒸気滅菌機の更新を予定いたしております。

給食費につきましては、22万8,000円の減、10月からの病床を老健に転換いたしましたことに伴いまして、不用額の精査をいたしました。

和知診療所勘定につきましては以上でございます。

続きまして、歯科診療所勘定の補正を説明させていただきます。

歯科診療所勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、補正後の額を7,069万4,000円とするものでございます。本勘定におきましても、人件費に係ります補正と医療用消耗品購入費を追加するもので、歳入ではその他の診療報酬収入を追加計上いたしております。

それでは、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入では、款1の診療収入のうち、その他の診療報酬収入、主に自費診療に係ります分を46万8,000円追加いたしております。

4ページの歳出では、人件費については条例改正に伴いまして所要額の補正を行いますとともに、診療材料費といたしまして、68万円の追加をさせていただいております。

以上、まことに簡単ではございますが、診療勘定に係ります説明とさせていただきます。

ご審議いただきましてご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 続きまして、議案第115号、平成21年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

本会計につきましては、後期高齢者医療制度の創設によりまして、平成20年3月診療分までの旧いわゆる老健制度での医療給付費等の月おくれ請求分などの精算を行うというだけの会計でございますが、今回の補正は、前年度の医療費交付金等の精算と一般会計でも説明がございましたが、本年度における国庫負担金の減額に伴う一般会計繰入金を増額をお願いするというものでございます。

細部につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

一番後ろのページから1枚戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、今も申し上げましたとおり、款1の支払い基金交付金の過年度医療費交付金の精算分といたしまして、224万4,000円の増、款2の国庫負担金につきましても、節2に書いております過年度分につきましては、同様に142万6,000

円の増となっております。

ただし、現年度分につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、実績報告に基づきまして、来年度に精算交付を行うということとされたことから、全額の減額ということになっております。このため、款4の繰入金におきましては、次の款5の前年度繰越金と次のページからございますが、歳出の補正分を含めまして、一般会計から699万2,000円を繰り入れて収支バランスを図っておるということでございます。

したがって、4ページの歳出につきましては、款1の医療諸費では財源振替といたしまして、国庫負担分を減額し、一般財源でその分を負担すると。そういう形になっております。

款2の諸支出金につきましては、前年度の精算分として超過交付となっております支払い基金の事務費交付金と府負担金の返還金といたしまして13万9,000円の増、一般会計への精算分として返還金384万6,000円を計上しております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第116号、平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、私の方からは事業勘定分につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において歳入歳出それぞれ5,250万円を追加し、それぞれ歳入歳出17億9,702万5,000円とするものでございます。以降、歳入歳出補正予算事項別明細書でのご説明とさせていただきます。

まず、歳出の方からご説明をさせていただきます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費についてでございます。1目居宅介護サービス給付費では、本年4月から町内に2つの通所事業所が新たに開設されまして、通所系サービスが前年度比7.03%、一月あたりにしますと28件の増、また、訪問介護なり訪問看護などの訪問系サービスでも、介護保険事業計画を上回る利用が見られることなどによりまして、5,873万円の増額をお願いするものです。

3目施設介護サービス給付費では、利用者ベースでは介護老人福祉施設が月171件、介護老人保健施設が月57件と、ほぼ計画ベースで推移しておりますものの、9月までの給付費の推移を精査いたしまして、2,425万円の減額とさせていただきます。

4目居宅介護福祉用具購入費及び5目居宅介護住宅改修費につきましても、上半期の予算執行率からそれぞれ増額補正をお願いするものです。

6目居宅介護サービス計画給付費では、前年度比3.26%、月14件の増となり、976万5,000円の追加。以上、介護サービス等諸費といたしましては、4,616万3,000円の増額。

次に、5ページの中ほど、介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、居宅介護サービス給付費と同様、介護予防通所系サービスの利用が増加傾向にあり、314万円の増額をお願いするものでございます。

3目介護予防福祉用具購入費、5目介護予防サービス計画給付費につきましても、上半期分の予算執行率からそれぞれ増額をお願いするものでございます。介護予防サービス等諸費といたしましては374万2,000円の増額とさせていただくものでございます。

6ページのその他諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費等につきましても、これまでの推移からそれぞれ追加をお願いしておりまして、保険給付費全体で5,250万円増額とさせていただくものでございます。

3款地域支援事業費につきましては、事務費の精査によりまして、それぞれ予算の組み替えをお願いしております。

続きまして、歳入、ページ戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出の保険給付費の増額によりまして、そのルール分として、国・府の支出金をそれぞれ追加させていただくものでございます。

3款の国庫支出金につきましては、施設介護サービス給付費等の15%及びその他居宅介護サービス給付費等の20%分でございます。

5款府支出金につきましては、施設介護サービス給付費等の17.5%及びその他居宅介護サービス給付費等の12.5%分でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、一般会計でも説明がございましたように、保険給付費の12.5%、656万2,000円を一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

2項基金繰入金につきましては、今回の補正時点におけます保険給付費に係る不足財源2,887万6,000円を介護給付費準備基金から繰り入れをお願いするものでございます。なお、平成20年度末の介護保険給付費準備基金残高は約7,206万円、平成21年度から23年度までの第4期の介護保険事業計画の期間中に、その全額を保険給付費に投入する計画といたしております。

以上、簡単ではございますが、事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） それでは、私の方から、老人保健施設サービス勘定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万7,000円を追加し、補正後の額を7,014万7,000円とするものでございます。10月からの介護療養型老人保健施設の開設運営にかかわりまして、新たに介護支援専門員1名を10月1日付で採用したことに係ります人件費補正が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入では、後ほど説明させていただきます歳出予算との収支のバランスをとるために、一般会計繰入金296万7,000円の追加をお願いしております。

次に、4ページ、歳出についてでございますが、総務費一般管理費におきましては、人件費といたしまして、先ほど申しましたように、施設運営に必要な介護支援専門員1名の採用に伴う分と、条例改正等に伴う人件費の精査によりまして206万2,000円を追加し、そのほか一般管理事業では非常勤栄養士の賃金42万1,000円、廃棄物処理委託料21万円、それから清拭車の更新に係ります備品購入費で14万4,000円の追加が主なものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 続きまして、案第117号、平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、補正前の額13億1,060万円から240万円を減額し、補正後の額を13億820万円とさせていただきます。

先に、歳出の補正額についてご説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをごらんください。

1款水道管理費、1目一般管理費では、一般会計と同様に人件費に係ります整理をしております。また、13節委託料で施設維持管理業務委託料としまして、280万円を計上いたしております。浄水場ろ過池の砂かき作業等の増加によるものでございます。同じく水質検査委託料につきましては、入札によります額の確定により、今回減額をするものであります。

19節負担金補助及び交付金では、水道料金改定に伴います水栓台帳更新作業等に係ります負担金として、61万6,000円を追加するものでございます。

3款公債費、2目利子では、基金のくりかえ運用を行った際に必要な利子分としまして、一時借入金利子に14万円を増額いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

6款繰入金のうち、一般会計繰入金では長期債償還利子の増加に伴い、7,000円を増額しております。また、水道事業基金繰入金につきましては、歳出の減額に伴い、今回減じるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時15分

○議長（西山和樹君） それでは、休憩を閉じまして、ただいまから118号についての説明をいただきます。

中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 続きまして、議案第118号、平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、補正前の額10億4,730万円に80万円を追加し、補正後の額を10億4,810万円とさせていただくものでございます。

最初に、歳出の主な項目につきまして、説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、一般管理費につきましては、一般会計と同様に人件費に係ります整理をいたしております。

2款下水道費、1項農業集落排水費、1目施設管理費、15節工事請負費では、下水道管路敷設後の舗装箇所のうち、特に傷みの激しい部分につきまして、舗装修繕工事費としまして80万円を増額いたしております。

27節公課費では、前年度の消費税が還付となりますことから、今回減額を行うものでございます。以下、各項目の公課費につきましても同様の理由により、減額をいたしております。

2項公共下水道費、2目施設管理費では、13節委託料に下山処理施設の維持管理委託料としまして150万1,000円を増額いたしております。

3項浄化槽市町村整備推進施設費の施設管理費では、町管理の浄化槽本体並びにフロア等の修繕件数の増加によりまして、100万円の増額を行うものでございます。

次に、歳入の補正額の主なものについてご説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

6款繰入金、一般会計繰入金におきましては、それぞれの事業におきまして、不足します財源として繰り入れを行うものでございます。

次に、8款諸収入、雑入でございますが、消費税還付金としまして、10万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 続いて、岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 次に、議案第119号、平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから646万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億150万6,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書の4ページ、歳出でございますが、まず、賃金の193万円の増額でございますが、嘱託職員のバス運転手が本年6月に1名減となりまして、この件につきましては9月補正で199万5,000円の減額補正をお願いしたところでございますが、この対応といたしまして、臨時雇用での運転手と現在までいたしております。したがって、既定予算に不足が生じると見込まれますことから、年度内における調整を行わせていただいております。

次に、消耗品費の157万円の減額でございますが、当初予定しておりました路線バス及び自家用バスに係るタイヤ購入計画がバスの更新でございますとか、廃車するバスタイヤの利用などによりまして見直しを行いまして、また縮小したことによりまして、減額の補正という要因となっております。

備品購入費の669万1,000円の減額でございますが、一般会計でもございましたが、本年度の6月補正で国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、予算計上させていただきました中型バス及び小型バスの事業費が2,420万2,500円に確定い

たしましたことから、その不用額を減額させていただいております。

そのほか、給料、職員手当等の人件費に関しましては、一般会計等々と同じでございます。その他の部分につきましては、年度内執行見込みを勘案させていただきまして、それぞれ計上させていただいております。

次に、1ページに戻っていただきまして、3ページの歳入でございますが、1款の事業収入の1節の運賃収入でございますが、一般運賃及び定期券も含めた本年度上期の実績と今後の動向を勘案する中で、31万4,000円の増額をお願いしております。

同じく2節の受託収入につきましても、現時点での見込みということで、小・中学校生徒の利用状況を勘案いたしまして、14万6,000円の増額といたしております。

3款の繰入金の一般会計繰入金でございますが、歳出で中型バス等の導入に関連いたしまして、その財源は国の経済対策の臨時交付金というものを活用ということで、一般会計からの繰入金を充当させていただいております。このたびのバス購入事業費の確定に伴いまして、その不用額が生じたことを主な要因といたしまして、689万8,000円の減額を行っております。

5款の諸収入、雑入でございますが、これは主として瑞穂バス事業所におけるJRバスの乗車券の販売手数料でございます。本年度上期の実績が昨年度と比べまして1割程度減少しておりますことから、2万9,000円の減額を行わせていただいております。

以上、議案第119号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（野村雅浩君） それでは、私の方からは、議案第120号並びに議案第121号の補足説明をさせていただきます。

議案第120号、平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）の補足説明でございますが、補正前の額4,424万1,000円を今回43万2,000円の追加を行い、補正後の額4,467万3,000円に変更するものでございます。

事項別明細書の歳入、3ページをごらんください。

財産収入の立木売り払い収入で直営林小野愛宕の間伐事業等につきまして、精算金36万8,000円の受け入れをし、またマツタケ等採取権収入の精査による計上でございます。

その歳出につきましては、4ページで示しておりますとおり、諸費の桧山地域振興対策補助金の計上と受入残金分37万3,000円を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。その補助金の内容でございますが、桧山地域振興対策交付要綱に基づきまして、井尻区から要望が出ております林道拡幅事業に5万9,000円を交付いたしまして、地域の

振興に寄与するものでございます。

以上、小規模な補正ではございますが、既に財産区管理会で協議の上、同意を得ておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第121号、平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）の補足説明でございますが、補正前の額589万3,000円に今回2,009万4,000円の追加を行い、補正後の額2,598万7,000円に変更するものでございます。

事項別明細書の歳入、3ページをごらんください。

議案第112号で提案いたしました財産区有地の処分代金の受け入れでございますが、一般国道478号丹波綾部道路改築事業（京都縦貫自動車道改築事業）に伴います土地売り払い収入として補正分2,387万円を計上するものでございます。その関係の財政調整基金繰入金でございますが、当初から基金取り崩しを予算化しておりましたが、この土地売り払い収入により、取り崩さずに390万1,000円の減額補正を計上するものでありまして、雑収入につきましては精査調整するものでございます。

また、歳出につきましては、4ページで示しておりますとおり、財産管理費の土地売り払い補償料としまして、京都縦貫自動車道改築事業に伴います土地売り払い収入の一部を貸付地であります栗野呑谷25番と栗野井ノ内54番の処分地籍3,379.31平方メートルに当たります10%相当分の67万3,000円を地元栗野区へ補償するべく追加計上するものでございます。

なお、前後しますが、一般管理費の財政調整基金積立金としまして、京都縦貫自動車道改築事業に伴います土地売り払い収入から地元栗野区土地売り払い補償料の支払い分の残金1,942万1,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上、補正予算の詳細でございますが、既に財産管理会で協議の上、同意を得ましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、補足説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 議案第122号、平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算では、収益的収入及び支出の補正といたしまして、議決の予定額からそれぞれ271万7,000円を減額し、補正後の額を8億6,431万2,000円とするものでございます。

また、当初予算第6条で定めております議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費について、294万6,000円を減額し、補正後の額を3億8,

527万4,000円とするものでございます。

3ページの補正予算説明書をごらんください。

医業収益におきましては、医業収益その他の医業収益で公衆衛生活動収益といたしまして、生活習慣病予防健診分321万7,000円を減額といたしております。

また、医業外収益府補助金では、5月に新型インフルエンザ対策といたしまして、発熱外来の設置に向けて準備をいたしました経費に対して京都府の補助金、発熱外来設置事業費補助金50万円を新たに計上いたしております。

4ページの医業費用におきましては、給与費では、条例改正並びに人事異動等に伴うもので精査をいたしております。賃金では、非常勤医師の賃金につきまして、日額雇用から非常勤嘱託として月額に変更したことに伴い、減額となっております。経費では、今年度運用を開始いたします電子カルテの保守委託料につきまして、18万7,000円の追加をお願いいたしております。

以上、簡単でございますが、病院事業会計の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 0時32分